三　事業施行期間　自昭和四十五年三月二十八日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第二千三百三十一号研究学園都市計画、竜ヶ崎・牛久都市計画、稲敷東部台都市計画及び稲敷東南部都市計画下水道事業霞ヶ浦常南流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年十一月二十六日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千九百六十号小田原都市計画、秦野都市計画、南足柄都市計画、二宮都市計画、大井都市計画、松田都市計画、山北都市計画、開成都市計画及び箱根都市計画下水道事業酒匂川流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年九月十九日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　昭和四十八年建設省告示第千九百六十号、昭和五十三年建設省告示第三百九十二号、昭和五十四年建設省告示第四百九号、昭和五十七年建設省告示第千九百二十六号、昭和五十七年建設省告示第千九百二十七号、昭和六十年建設省告示第千三百二十五号、平成元年建設省告示第千九百七十七号、平成八年建設省告示第千三百七号、平成十四年関東地方整備局告示第二百八号、平成十八年関東地方整備局告示第八十八号、平成十九年関東地方整備局告示第百七十五号及び平成二十年関東地方整備局告示第四十六号の事業地のうち小田原市久野字川端、字下馬下、字下馬道上及び字石田羅地内において事業地を変更する。
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第六号東京都市計画道路事業補助線街路第五号線及び補助線街路第二十三号線
三　事業施行期間　自平成十五年一月十日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第四十六号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線
三　事業施行期間　自平成十五年三月五日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百八号東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成十七年九月六日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千五百六十五号東京都市計画道路事業幹線街路環状第三号線
三　事業施行期間　自平成七年九月七日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日

関東地方整備局長　下保　修